

## きりん保育ルーム 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 事業者の運営主体

事業者の名称	株式会社 anju
事業者の所在地	埼玉県川口市芝中田 2-32-4
事業者の電話番号・FAX	電話：048-268-5030 FAX：048-268-5030
代表者氏名	代表取締役 村上 梨央
定款の目的に定めた事業	認可保育所運営

### 2 事業の概要

種別	小規模保育事業 A型		
施設名称	きりん保育ルーム		
所在地	埼玉県さいたま市桜区道場 2-16-7		
電話番号・FAX	電話：048-826-5715 FAX：048-826-5715		
施設長名	成田 知美		
開設年月日	平成 27 年 4 月 1 日		
利用定員（年齢別） ※事業所内保育事業の場合、 地域枠を記入すること。	0歳児	1歳児	2歳児
	3人 (地域枠 人)	8人 (地域枠 人)	8人 (地域枠 人)
取り扱う保育事業	0歳児から2歳児までの小規模保育事業		

3 施設・設備の概要 ※別添可

敷地面積		82.5 m <sup>2</sup>	
園舎	構造	鉄筋コンクリート造地上3階建て1階部分	
	延床面積	82.5 m <sup>2</sup>	
施設設備の数と面積	乳児室 ほふく室	1室	13.3 m <sup>2</sup>
	保育室 遊戯室	1室	51.24 m <sup>2</sup>
	調理室	1室	2.36 m <sup>2</sup>
	幼児用トイレ	1個	m <sup>2</sup>
	事務室	1室	4.65 m <sup>2</sup>
設備の種類		児童用トイレ、冷暖房等	
屋外遊戯場（園庭）		屋外遊戯場の代替場所 道場1丁目公園	

4 事業の目的、運営方針

目的	株式会社 anju の設置するきりん保育ルームは、小規模 A 型として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する満3才未満の子どもに対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。
運営方針	子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に推進するため、利用乳幼児の意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努めます。また、利用乳幼児の属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともに、その支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

5 職員体制

施設長	1人（資格：保育士）
保育士	7人（常勤：4人、非常勤2人）
調理員	2人（非常勤2人）
事務員	1人（施設設置者が事務長として従事）

6 保育・教育を提供する日

開 所 日	月曜日～土曜日
休 所 日	日曜日、祝日、12/29～1/3

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前7時15分から午後6時45分まで
土曜日	午前7時15分から午後6時15分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	午前7時15分から午後6時15分まで
土曜日の保育時間（11時間）	午前7時15分から午後6時15分まで
時 間 外 保 育 時 間	夕：午後6時15分から午後6時45分まで *土曜日は午後6時15分までとする。

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
時 間 外 保 育 時 間	朝：午前7時15分から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後6時45分まで *土曜日は午後6時15分までとする。

8 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料
時間外保育料	30分あたり 350円
実 費 徴 収	園帽子 1,200円
	連絡帳 1冊 200円
	スポーツ共済 年間 365円

9 支払方法

現金振込払（納付期限：保育利用当月 20日） 銀行名：埼玉りそな銀行 支店：ウラワチュウオウ支店 口座名：カブシキカイシャアンジュ ダイヒョウトリシマリヤク ムラカミリオ 口座番号：普通 5783343
--

10 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

<毎日の保育・教育の流れ>

時間	乳児
7:15	開園
7:15	保育標準時間（11時間）開始 順次登園
8:30	保育短時間（8時間）開始 順次登園
9:30	おやつ（0歳児）
10:00	活動
11:00	食事
12:00	お昼寝
15:00	おやつ
16:30	順次降園
16:30	保育短時間終了
18:15	保育標準時間終了
18:15	閉園

お散歩のコース

屋外遊戯場の代替に、近隣にあるふれあい動物センターや土手などにお散歩に行きます。

<保育計画（年間）>

ク ラ ス	保 育 計 画
0 歳 児	安全な環境の中で生命と保持と情緒の安定を図る。保育士の受容により信頼関係を築く。一人ひとりの生理的な欲求を満たしながら健康的なリズムを確立し、快適に過ごせるようにする。個人差に留意しながら離乳や歩行の完成・発語の意欲を育てる。
1 歳 児	安定して保育士との関わりの中で自分の気持ちや要求が表せるようになる。生活面では、子どもが自分でしようとする気持ちを持ち少しずつ出来るようになる。安全で活動しやすい環境の中で全身を使った遊びや探索活動を十分に行い、活動の幅を広げ歩行を確立する。言葉の理解や発語への意欲を育て言葉を育て言葉を発することを楽しむ。
2 歳 児	身の周りのことを自分でしようとする気持ちを育てる。全身や指先を使ったあそびを十分楽しみ、丈夫な身体づくりをする。保育士の仲立ちによって、ともだちとの関わりを広げていく。
そ の 他 （ 年 間 行 事 ）	4月入園説明会 5月子どもの日・集団健康診断 6月歯科健診 7月プール開き・夏祭り・2歳児個人面談 9月ボディペインティング 10月運動会 11月集団健康診断 12月クリスマス会 1月0・1歳個人面談 2月節分 3月卒園式 ※他 毎月の身体測定・お誕生日会・避難訓練があります。

## 11 給食等について

### <給食の提供にあたって>

- ・毎日、自園調理し児童に提供します。
- ・保護者の方へは、毎月25日頃に翌月の献立をお配りします。

### <アレルギー対応について>

当園は、さいたま市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、きりん保育ルームアレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき適切な対応に努めています。

給食等に使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に「食材連絡表」をご記入のうえご提出してください。ご相談の上、除去・代替食にするなどの対応を検討します。(例)卵・牛乳・そば・魚介類(えび・かに)など

## 12 保護者に用意していただくもの

### (1) 入園時にご用意いただくもの

- ・布団・布団カバー・掛け布団(毛布又はタオルケットなど季節に応じて使用)

### (2) 毎日持参いただくもの

- ・紐付きタオル
  - ・着替え
  - ・エプロン
  - ・食事用お手拭きタオル
  - ・汚れ物入れのビニール袋
- 他 詳細は別紙をご覧ください。

### (3) 服装について

- ・動きやすく、脱ぎきしやすい服装
  - ・ひもやフードなどの引っかかりやすい服は避けるようにしてください。
- 他 詳細は別紙をご覧ください。

## 13 登園・降園について

- 登園・降園にあたっては、次の点に留意してください。
- ・当日に欠席の連絡をする場合、又は登園が遅れる場合は、その日の登園予定時刻までにご連絡願います。
  - ・登園は、給食数や戶外活動の関係から、9時30分までの登園をおねがいしております。
  - ・体調不良・熱・感染症に感染してる場合の登園は、お控え頂いております。

・お迎えが遅れる場合は、原則として臨時の時間外保育扱いとなりますので、16時までにご連絡願います。

#### 14 保育園と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

- ・連絡帳
- ・園だより など

#### 15 健康診断、健康管理について

##### (1) 健康診断

さいたま市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年6月さいたま市条例第47号。）に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断	全園児	2回	(5月、11月)
歯科健診	全園児	1回	(6月)

##### (2) 健康管理、病気のときの対応

- ・熱が37.5度以上ある場合は、登園を控えてください。
- ・医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師が必要を認め、登園が処方を受けた薬に限り、医師の直接指示に基づき行うことができます。必要がある場合には個別にご相談させていただきます。

#### 16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

- ・麻疹(はしか)・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、別紙の登園停止期間を経過してから登園してください。

園での予防対策

- ・発生した場合の連絡（園便り、保健だより等）

## 17 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	伴医院
医 院 長 名	担当医師 伴 茂之 先生
所 在 地	さいたま市桜区田島 9-12-12
電 話 番 号	048-862-5917

## 18 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	たきもと歯科クリニック
医 院 長 名	担当医師 瀧本 賢一郎 先生
所 在 地	さいたま市桜区下大久保 830-3
電 話 番 号	048-857-8100

## 19 避難場所

保育所近隣の避難場所は次のとおりです。

第1 避難場所	桜区役所市役所内 体育館
第2 避難場所	栄和小学校

## 20 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

浦和区西警察署新開交番	さいたま市桜区桜田 2-28-12 電話 048-862-4357
西浦和消防署	さいたま市桜区田島 7-17-10 電話 048-837-0119

## 21 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する

とともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	高崎 定一
消防計画届出年月日	消防署 平成23年 8月届出
避難訓練及び消火訓練	火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施します。
防災設備	自動火災探知機・煙感知器・誘導灯

## 22 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	損害保険ジャパン
保険の内容	障害保険・賠償責任保険
保険金額	1事故 3億円 1人 3,000万円

## 23 業務の質の評価について

<p><b>小規模保育事業</b> の自己評価</p>	<p>自己評価の概要：職員による自己評価を年1回実施し、併せて利用者アンケートを年1回行いサービスの向上に努めます。</p> <p>第三者評価の概要：5年に1回実施を予定しています。</p> <p>職員研修実施状況：さいたま市主催の保育に関する研修の参加後、園内周知研修を実施 年1回の自己評価の結果をもとに個人研修を行い職員知識向上に努めます。</p>
---------------------------------	---

## 24 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情解決責任者	氏名 村上 梨央 (法人本部) 電話番号 048-268-5030	
相談・苦情受付担当者	氏名 成田 知美 役職 施設長 電話番号 048-826-5715	
第三者委員	菊池 和泉	電話番号 048-229-0500
		役職 なぎさ川口宮町保育園 施設長
	安部 江津子	電話番号 048-767-8675
		役職 アルページュ保育園 施設長



25 連携施設

連携施設の種類	保育園
施設名	社会福祉法人 拓育会 うぐす保育園 日進
所在地	さいたま市桜区新開 2-17-13
連携協力の概要	保育内容の支援、職員研修の協力、代替保育

連携施設の種類	認定こども園
施設名	学校法人 寺丘学園 おおとり幼稚園
所在地	さいたま市桜区大字宿 1 4 4
連携協力の概要	卒園児 受け皿（10 枠）

26 地域の育児支援について

<p>年2回、公開保育を行います。</p>
-----------------------

## 重要事項同意書

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：きりん保育ルーム  
所在地：さいたま市桜区道場 2-16-7  
説明者：氏名 成田 知美

私は、書面に基づいてきりん保育ルームの利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

児童から見た続柄：

印(署名でも可)